

監査公表第13号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年7月5日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

監査結果の措置対象

消防本部

消防総務課、予防課、消防署

監査結果報告年月日

平成31年3月14日

監査結果に対する措置通知年月日

令和元年6月28日

講じた措置等の内容

【消防総務課】

《指摘事項1》

自動車管理台帳に記入不備のものが見受けられたので、安全な運行を確保するため、適切な台帳管理をされたい。

《是正措置内容》

指摘のありました自動車管理台帳における記入不備箇所につきましては、全て整備を図りました。

《指摘事項2》

土地・建物台帳及び施設台帳の一部で、監査調書と整合性の取れないものが見受けられたので、適切な管理をされたい。

《検討状況》

今後、財政課資産管理室の土地・施設台帳との突合により整合性を図ってまいります。

《指摘事項3》

防火水槽用地の土地借受の一部において、契約書類がないなど不備なものが見受けられたので、改善をされたい。

《検討状況》

契約書類がないものについては今後、調査を行い、改善に努めてまいります。

《指摘事項4》

消火栓等維持管理負担金の算定に当たっては、妥当性、正当性の観点から、算定根

拠が明確になるよう水道事業管理者と協議をし、見直しされたい。

《検討状況》

現在は、一律水道基本料金の最低金額である13mm口径分の金額で算出していますが、水道事業管理を所管する上下水道部・整備課と改めて算定について協議をし、見直しを検討してまいります。

《意見》

消防団員の確保については、基本団員の定年を延長することができる制度を導入するなど苦慮していた。有事の際には各地域の第一線で活躍し、重要な役割を果たす団員であるので、地域とのつながりを大切に広報活動を行い、引き続き団員確保に努められたい。

《検討状況》

団員確保に関しては、人口減少の影響等で将来的に非常に厳しい状況が懸念されていますので、消防団本部役員とともに今後の施策について協議を行い、今後も団員確保に努めてまいります。

【予防課】

《意見1》

平成32年4月1日から施行される違反対象物に係る公表制度については、違反取締りに留まることなく、市民の安心安全を守れるようきめ細かな予防対策に努められたい。

《検討状況》

ご意見の「違反対象物に係る公表制度」の目的は、「消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資する。」となっており、意見内容のとおり、その施設を利用する市民の安心安全が守れるよう予防対策に努めてまいります。

《意見2》

公会計ではないが、外部団体の通帳を管理、監査等する規定がないまま、市で管理していたので改められたい。

《検討状況》

外部団体の委員会会則において、会計監査に関する規定条項がないことから、今後、会則に基づく会議を開催したうえで、会計監査に関する規定条項を加えるため、会則の一部改正を計画しています。

【消防署】

《意見》

市民の生命・財産を守るため365日、24時間緊張感を持った最前線の職場であるので、職員の健康管理には十分留意されたい。また、職場の「4S」、整理・整頓・清潔・清掃に配慮し、事故防止に努められたい。

《検討状況》

労働安全衛生法では、使用者に労働者の健康確保を資するために健康診断の実施義務を課しています。これを受け、消防職員の隔日勤務では、深夜業務を含んでおり、6ヶ月ごと年2回の定期健康診断が義務付けられているため、計画的に実施しています。

また、日頃の取り組みとして、非番日における定時退庁、業務と休息のメリハリを促し、健康の維持・増進に取り組んでいます。

事故防止の対策としましては、消防活動における安全管理の基本である、作業手順・安全点検・4Sを遵守するため職員への教育・普及に努めてまいります。